

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第33号

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成21年新潟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第45項中「審査（」の次に「新築をしようとする住宅に限り、」を加え、「第46項」を「第47項」に改め、「及び次項」を「から第49項まで」に改め、同表第46項及び第47項中「審査（」の次に「新築をしようとする住宅のうち」を加え、同表中第59項を第63項とし、第55項から第58項までを4項ずつ繰り下げ、同表第54項中「第58項」を「第61項」に改め、同項を同表第58項とし、同表中第51項から第53項までを4項ずつ繰り下げ、同表第50項中「第8条第1項に規定する」の次に「、新築時に」を加え、「限り、次項に規定するものを除く」を「限る」に改め、同項を同表第52項とし、同項の次に次の2項を加える。

<p>53 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する、増築又は改築時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>同時変更申請戸1戸につき、次の各号に掲げる変更申請建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を同時変更申請戸の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(1) 1戸 次のアからウまでに掲げる変更申請建築物の床面</p>
--	---

積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額

ア 100平方メートル以内

31,100円

イ 100平方メートルを超え

200平方メートル以内 4

9,800円

ウ 200平方メートル超 6

8,300円

(2) 1戸を超え5戸以内 7

3,800円

(3) 5戸を超え10戸以内

116,800円

(4) 10戸を超え25戸以内

228,700円

(5) 25戸を超え50戸以内

407,900円

(6) 50戸を超え100戸以内

699,600円

(7) 100戸を超え200

戸以内 1,292,600円

(8) 200戸を超え300戸

以内 1,846,000円

(9) 300戸超 2,260

	, 900円
<p>54 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する、増築又は改築時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関が当該申請に係る長期優良住宅建築等計画について長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合すると評価して当該申請をする者に交付した当該基準に適合する旨の書面の写しを当該申請に添付した場合における審査に限る。）</p>	<p>同時変更申請戸1戸につき、次の各号に掲げる変更申請建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を同時変更申請戸の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(1) 1戸 4,800円</p> <p>(2) 1戸を超え5戸以内 10,300円</p> <p>(3) 5戸を超え10戸以内 16,600円</p> <p>(4) 10戸を超え25戸以内 22,900円</p> <p>(5) 25戸を超え50戸以内 40,900円</p> <p>(6) 50戸を超え100戸以内 68,800円</p> <p>(7) 100戸を超え200戸以内 112,000円</p> <p>(8) 200戸を超え300戸以内 137,300円</p> <p>(9) 300戸超 146,3</p>

	00円
--	-----

別表第49項中「第8条第1項に規定する」の次に「，新築時に」を加え，「及び第50項」を削り，同項を同表第51項とし，同表第48項中「第8条第1項に規定する」の次に「，新築時に」を加え，「から第50項まで」を「及び第52項」に改め，「第49項」を「第54項」に改め，同項を同表第50項とし，同表第47項の次に次の2項を加える。

<p>48 長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（増築又は改築をしようとする住宅（新築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていない住宅に限る。）に限り，次項に規定するものを除く。）</p>	<p>同時申請戸1戸につき，次の各号に掲げる申請建築物の総戸数の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額を同時申請戸の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）</p> <p>(1) 1戸 次のアからウまでに掲げる申請建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ当該アからウまでに定める額</p> <p>ア 100平方メートル以内 62,300円</p> <p>イ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 9 9,700円</p> <p>ウ 200平方メートル超 1 36,600円</p> <p>(2) 1戸を超え5戸以内 1</p>
--	---

	<p>47,600円</p> <p>(3) 5戸を超え10戸以内</p> <p>233,600円</p> <p>(4) 10戸を超え25戸以内</p> <p>457,400円</p> <p>(5) 25戸を超え50戸以内</p> <p>815,800円</p> <p>(6) 50戸を超え100戸以内</p> <p>1,399,300円</p> <p>(7) 100戸を超え200戸以内</p> <p>2,585,200円</p> <p>(8) 200戸を超え300戸以内</p> <p>3,692,000円</p> <p>(9) 300戸超</p> <p>4,521,800円</p>
<p>49 長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（増築又は改築をしようとする住宅（新築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていない住宅に限る。）のうち登録住宅性能評価機関が当該申請に係る長期優良住宅建築等計画について長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合すると評価して</p>	<p>同時申請戸1戸につき、次の各号に掲げる申請建築物の総戸数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を同時申請戸の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(1) 1戸 9,700円</p> <p>(2) 1戸を超え5戸以内 20,600円</p>

<p>当該申請をする者に交付した当該基準に適合する旨の書面の写しを当該申請に添付した場合における審査に限る。)</p>	<p>(3) 5戸を超え10戸以内 33,200円</p> <p>(4) 10戸を超え25戸以内 45,800円</p> <p>(5) 25戸を超え50戸以内 81,900円</p> <p>(6) 50戸を超え100戸以内 137,700円</p> <p>(7) 100戸を超え200戸以内 224,100円</p> <p>(8) 200戸を超え300戸以内 274,600円</p> <p>(9) 300戸超 292,600円</p>
---	--

別表に次のように加える。

<p>6 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 住宅で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）若しくはロ（1）又は第8条第2号イ若しくはロ</p>
--	--

の基準（以下「性能基準」という。）による評価については、次のアからカまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに定める額。この場合において、一戸建ての住宅以外の住宅で住戸以外の部分（以下「共用部」という。）を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。

ア 一戸建ての住宅で床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）200平方メートル未満 32,200円

イ 戸建て住宅面積200平方メートル以上 35,800円

ウ 一戸建て住宅以外の住宅で床面積（以下「共同住宅等面積」という。）300平方メートル未満 63,400円

エ 共同住宅等面積300平方

メートル以上 2,000 平方  
メートル未満 107,600  
円

オ 共同住宅等面積 2,000  
平方メートル以上 5,000  
平方メートル未満 180,  
200 円

カ 共同住宅等面積 5,000  
平方メートル以上 256,  
500 円

(2) 住宅で基準省令第 1 条第  
1 項第 2 号イ (2) 又はロ (2) の基準 (以下「仕様基準」という。) による評価については、次のアからカまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに定める額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず当該部分の床面積を含むものとする。

ア 戸建て住宅面積 200 平方  
メートル未満 17,200  
円



イ 戸建て住宅面積 200 平方  
メートル以上 18,400  
円

ウ 共同住宅等面積 300 平方  
メートル未満 31,000  
円

エ 共同住宅等面積 300 平方  
メートル以上 2,000 平方  
メートル未満 55,400  
円

オ 共同住宅等面積 2,000  
平方メートル以上 5,000  
平方メートル未満 96,8  
00 円

カ 共同住宅等面積 5,000  
平方メートル以上 144,  
200 円

(3) 住宅以外の建築物（以下  
「非住宅」という。）で基準省  
令第 1 条第 1 項第 1 号ロ又は第  
8 条第 1 号イ（2）若しくはロ  
（2）の基準（以下「モデル建  
物法」という。）による評価に  
ついては、次のアからカまでに  
掲げる床面積の合計の区分に応

じ、それぞれ当該アからカまでに定める額

ア 300平方メートル未満  
79,600円

イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満  
135,200円

ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満  
216,300円

エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満  
281,100円

オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満  
336,900円

カ 25,000平方メートル以上  
394,600円

(4) 非住宅で基準省令第1条第1項第1号イ又は第8条第1号イ(1)若しくはロ(1)の基準(以下「標準入力法等」という。)による評価については、次のアからカまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ

	<p>ぞれ当該アからカまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満 205,700円</p> <p>イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 334,500円</p> <p>ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 475,600円</p> <p>エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 584,900円</p> <p>オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 690,500円</p> <p>カ 25,000平方メートル以上 787,200円</p>
<p>65 建築物省エネ法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（市長が別に定める図書の添付があった申請に対する審査に限る。）</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 住宅については、次のアからオまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに定める額</p>

。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず当該部分の床面積を含むものとする。

ア 戸建て住宅面積0平方メートルを超えるもの 5,800円

イ 共同住宅等面積300平方メートル未満 10,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 22,400円

エ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 44,600円

オ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 76,400円

(2) 非住宅については、次のアからカまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに定める額

ア 300平方メートル未満 10,000円

イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 28

	<p>、 4 0 0 円</p> <p>ウ 2, 0 0 0 平方メートル以上</p> <p>5, 0 0 0 平方メートル未満</p> <p>7 6, 4 0 0 円</p> <p>エ 5, 0 0 0 平方メートル以上</p> <p>1 0, 0 0 0 平方メートル未満</p> <p>1 1 8, 4 0 0 円</p> <p>オ 1 0, 0 0 0 平方メートル以上</p> <p>2 5, 0 0 0 平方メートル未満</p> <p>1 4 8, 4 0 0 円</p> <p>カ 2 5, 0 0 0 平方メートル以上</p> <p>1 8 4, 4 0 0 円</p>
<p>6 6 建築物省エネ法第 3 1 条第 1 項に規定する認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>1 件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 住宅で性能基準による評価については、次のアからカまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに定める額。この場合において、共用部を有する場合は当該部分の評価方法にかかわらず当該部分の床面積を含むものとする。</p> <p>ア 戸建て住宅面積 2 0 0 平方メ</p>

メートル未満 16,100円

イ 戸建て住宅面積200平方メ

ートル以上 17,900円

ウ 共同住宅等面積300平方メ

ートル未満 31,700円

エ 共同住宅等面積300平方メ

ートル以上2,000平方メ

ートル未満 53,800円

オ 共同住宅等面積2,000平

方メートル以上5,000平方

メートル未満 90,100円

カ 共同住宅等面積5,000平

方メートル以上 128,30

0円

(2) 非住宅でモデル建物法によ

る評価については、次のアからカ

までに掲げる床面積の合計の区分

に応じ、それぞれ当該アからカま

でに定める額

ア 300平方メートル未満 3

9,800円

イ 300平方メートル以上2,

000平方メートル未満 67

,600円

ウ 2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満

108,200円

エ 5,000平方メートル以上

10,000平方メートル未満

140,600円

オ 10,000平方メートル以

上25,000平方メートル未

満 168,500円

カ 25,000平方メートル以

上 197,300円

(3) 非住宅で標準入力法等によ

る評価については、次のアからカ

までに掲げる床面積の合計の区分

に応じ、それぞれ当該アからカま

で定める額

ア 300平方メートル未満 1

02,900円

イ 300平方メートル以上2,

000平方メートル未満 16

7,300円

ウ 2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満

237,800円

	<p>エ 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 292,500円</p> <p>オ 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 345,300円</p> <p>カ 25,000平方メートル以上 393,600円</p>
<p>67 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（市長が別に定める図書の添付があった申請に対する審査に限る。）</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 住宅については、次のアからオまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに定める額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず当該部分の床面積を含むものとする。</p> <p>ア 戸建住宅面積0平方メートルを超えるもの 2,900円</p> <p>イ 共同住宅等面積300平方メートル未満 5,000円</p> <p>ウ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 20,000円</p> <p>オ 5,000平方メートル以上 30,000円</p>



トル未満 11,200円

エ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,300円

オ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 38,200円

(2) 非住宅については、次のアからカまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに定める額

ア 300平方メートル未満 5,000円

イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 14,200円

ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 38,200円

エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 59,200円

オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 74,200円

	<p>カ 25,000平方メートル以上 上 92,200円</p>
<p>68 建築物省エネ法第30条第2項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査</p>	<p>1件につき、建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの申出に係る建築物ごとに第1項に規定する額</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。